

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 5月17日現在

機関番号：34304

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530019

研究課題名（和文） 遺稿に基づくサヴィニー『現代ローマ法体系』の成立過程の研究

研究課題名（英文） Composition of Savigny's *System of the Modern Roman Law: A Manuscript Study*

研究代表者

耳野 健二 (MIMINO KENJI)

京都産業大学・法学部・教授

研究者番号：60271128

研究成果の概要（和文）：

サヴィニーの『現代ローマ法体系』に関するサヴィニー自身の遺稿を素材として、三つの課題を検討した。第一に、『体系』に関する「計画」の概要と成立過程におけるその意義の検討、第二に、『体系』の「序論」の成立過程について、第三に『体系』の「法源論」の成立過程について、である。検討の結果、これらの遺稿の成立時期や内容上の特徴について知見が得られ、『体系』の成立過程を解明する手がかりが得られた。

研究成果の概要（英文）：

Using Friedrich Carl von Savigny's own manuscripts of his *System of the Modern Roman Law (System des heutigen Römischen Rechts, 1840)*, I considered the following three problems. First, the process by which the "plan" of *System* was formed; second, Savigny's drafting of the "Preface" of *System*; and third, the process by which he formed his ideas regarding the jurisprudence of the sources of law (*Rechtsquellenlehre*) described in *System*. From this study, I was able to glean insight regarding the characteristics of the manuscripts and the period during which they were composed, as well as clues towards elucidating the process by which *System* came to be formed.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合 計
2010年度	500,000	150,000	650,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
2012年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総 計	1600,000	480,000	2080,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：サヴィニー、現代ローマ法体系、体系、歴史法学

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究に関連する国内・国外の研究動向及び位置づけ

サヴィニーの『現代ローマ法体系』（以下『体系』と略記する）は、近代法学の礎を築いた古典的名著として知られる。だがその成

立過程の歴史的解明については、国内外を通じて研究はほぼ皆無といってよい状況である。唯一例外といえるのは、ハンス＝キーフナーの研究^(注1)であるが、これは『体系』の豊かな内容のうち第52節だけを扱っているにすぎない。これに対して、本研究はより多くの遺稿を用いてより広い視点からの研究を実施する。

(注1) Hans Kiefner, *Das Rechtsverhältnis. Zu Savignys System des heutigen Römischen Rechts : Die Entstehungsgeschichte des §52 über das „Wesen der Rechtsverhältnisse“*, in: *Festschrift für H. Coing*, München 1982, Bd.1, S.149-176.

(2)これまでの研究成果と本研究の着想に至った経緯

申請者は、過年度より科研費の交付を受けて、『体系』に関するサヴィニーの遺稿(Ms 925/11 B1. 1-243. 以下では頁番号のみで引用する)を翻刻し編集する作業を実施してきた。この作業は、サヴィニー研究の第一人者として知られ、またサヴィニーの遺稿を公刊する事業^(注2)の編集者でもあるヨアヒム＝リュッケルト教授(ドイツ連邦共和国、フランクフルト大学法學部)との共同作業として実施された。そこで、同一の素材を用いた次の段階の研究として、これらの遺稿を素材として、『体系』の成立過程を歴史的に再構成する作業に取り掛かる。

(注2) SAVIGNIANA, *Txte und Studien*, herausgegeben von Joachim Rückert, Vittorio Klostermann Frankfurt am Main

2. 研究の目的

研究の目的は、上記のサヴィニー自身の遺稿を素材としつつ、サヴィニー『現代ローマ法体系』の歴史的成立過程の幾つかの局面を明らかにすることにある。

そのために、以下の三つの課題を扱う。

- (A)『体系』に関する「計画」の概要と成立過程におけるその意義
- (B)『体系』の「序論」の成立過程について
- (C)『体系』の「法源論」の成立過程について

3. 研究の方法

解読された遺稿を主な素材としつつ、関連する文献・史料の収集をあわせて実施し、上記の課題(A)(B)(C)の研究を実施する。

4. 研究成果

- (1) 課題(A)について
①「計画」の概要と成立過程について
ここにいう「計画」とは、『体系』を執筆するにあたり作成された法体系の梗概のことである。従来その実態は知られていないが、これに関して以下の成果が得られた。

第一に、サヴィニーの『体系』関連の遺稿の中には、「計画」に該当する可能性のある草稿が複数ある(B1. 3-17, 29, 38, 56-64)。それは、文章化された本文のテキストを含まず、何より項目だけを体系的に配列した点に共通点がある。

ここには、総則編、物権編、債権編の草稿が含まれているが、ここでは総則編を中心にして扱った。それらは二種類の系統の草稿として整理することができる(<配列A>と<配列B>)。おそらく、<配列A>はサヴィニー自身の手控えであり、<配列B>は同僚法学者の意見を聞くために、<配列A>を基に作成された清書版である。また、<配列B>には、「計画」上の幾つかの項目に関する問題点を説明する文章も含まれている(これを「説明文」と呼ぶ。)。

第二に、<配列A>と<配列B>は、内容上はほぼ同じであるが、重要な違いもある。とくに重要な点としてあげられるのは、制定法の適用の時間的・空間的限界を扱う、第1部第6章の位置づけである。<配列A>では、この内容が総則編の末尾に第6章として配置され、<配列B>では客観的法(制定法)を論ずる第1章の末尾に接続させて配置されていた。

この点で、サヴィニーには、どちらの位置づけを選択するかで迷いがあったようである。というのも、<配列A>では、最終的に当該内容を総則編の末尾に配置することにしたもの、一旦は<配列B>と同じ位置に変更すべく修正を行った跡が、草稿の上に残されているからである。

第三に、サヴィニーは<配列B>をベトマン＝ホルヴェークに見せ、意見を求めている。そのさい、この配列を自ら「計画[Plan]」と呼び、そのための「説明文」を添付している。

この「説明文」でサヴィニーは、自らの作成した「計画」について、一般的問題をはじめ、総則編、物権編、債権編に含まれる幾つかの問題点をあげ、これに対するコメントといいくつかの質問を記している。ベトマン＝ホルヴェークは、それらに対して回答を与えている。そして、これに呼応するように、サヴィニーの幾つかの草稿上に、ベトマン＝ホルヴェークの回答への参照指示と思われる注記を確認することができる(B1. 7r, 88r, 91r, 145v等)。

このようなベトマン＝ホルヴェークとのやり取りは、同僚法学者との議論を草稿作成の手がかりとするというサヴィニーの執筆姿勢の一端を示すものと考えられる。ここでは、このような姿勢が、「計画」という、『体系』の執筆過程の最も初期の段階から見られ

たことになる。

第四に、<配列 A><配列 B>と公刊された『体系』との間にも、配列の違いが見られる。そこでは、法源の一般理論とその現代ローマ法への影響という基本的な理論構造は同じであるように思われるものの、項目の配列に差異が見られる。

第五に、このように『体系』の「計画」とおぼしき遺稿の存在を確認することはできるものの、その成立時期を現時点では厳密に確定することは困難である。サヴィニーの記述から 1835 年春に作成が開始されたことだけが、さしあたり確認されうる。

(2) 課題 (B) について

ここにいう「序論」[Vorrede] とは、『体系』第 1 卷に付された長文の序論を指す。これは、形式的な前書きではなく、法学に対するサヴィニーの思想を簡潔に述べた重要な資料である。

ここでは、『体系』の「序論」に関わる遺稿について検討を行った結果、以下のような暫定的な結論を得た。

この草稿には、1 から 15 までの通し番号を付された 15 頁の草稿が含まれている。これらの草稿には、明示的には日付等のデータが記されておらず、その成立時期を明らかにするためには、間接的な証拠から推論せざるをえない。ここでは、「計画」の草稿における「序論」草稿に対する参照指示、「序論」草稿に用いられている用紙の裏面の記述内容を参考に検討した結果、暫定的に以下のようないくつかの結論を得た。

遺稿の 頁番号	サヴィ ニーが 遺稿の 各頁に 付した 頁番号	成立時期
B1. 88r	1	1835 年の春から 1835 年の秋ごろ
B1. 89r	2	不明
B1. 90r	3	1835 年の春から 1835 年の秋ごろ
B1. 91r	4	1835 年の春から 1835 年の秋ごろ
B1. 92r	5	1835 年の春から 1835 年の秋ごろ
B1. 93r	6	1835 年の春から 1835 年の秋ごろ
B1. 94r	7	1836 年から 1837 年ごろ、もしくはそれ以後
B1. 95r	8	不明
B1. 96r	9	1836 年から 1837 年ごろ、もしくはそれ以後

B1. 97r	10	1836 年から 1837 年ごろ、もしくはそれ以後
B1. 98r	11	1836 年から 1837 年ごろ、もしくはそれ以後
B1. 99r	12	不明
B1. 100r	13	不明
B1. 101r	14	不明
B1. 102r	15	1839 年

以上の結果より、以下の点が推定される。

第一に、日付の不明な草稿が残るもの、成立期日が早い段階のものから遅いものが時系列順に並べられ、通し番号が付されている可能性があることが分かる。

第二に、「序論」の草稿は、『体系』執筆の初期段階より作成がはじめられ、公刊がはじまる直前まで断続的に作成されていることが分かる。

(3) 課題 (C) について

①ここにいう「法源論」とは、『体系』第 1 卷第 1 部「現代ローマ法の法源」を指す。そのうちの幾つかの節の草稿が残されており (B1. 184-195)、ここではそれらを対象として検討をおこなった。

「法源論」をめぐるテクストの成立過程について、サヴィニーが、当初は『体系』にフォルクや国家をめぐる記述を積極的に含めるつもりがなかった可能性があることが明らかになった。

サヴィニーが作成した「計画」では、少なくとも直接文面に現れているかぎりでは、公刊された『体系』の § 8 「フォルク」、§ 9 「国家、国家法、私法、公法」、§ 10 「国家についての異見」、§ 11 「国際法」に相当する内容が欠けている。これらは、公刊されたテクストでは、フォルクと国家およびこれに関連する法領域の区分を説明する内容を含むものである。「計画」にこれらを示唆する明示的な文言が見られないということは、サヴィニーが『体系』の執筆作業を始めた当初、これらの概念それ自体を積極的に『体系』のなかで取り上げるつもりがなかった可能性を示唆する。

『体系』は元来私法体系の記述を目的とするものであるから、フォルクや国家の概念それ自体を説明するということは、私法の概念を法システム全体の中で位置づけるための理論的枠組みを説明することを意味する。つまり、私法を法の一般理論のなかで位置づけようとする意思を読みとることができる。

上記のような事情は、「計画」段階では、このような議論をサヴィニーが『体系』に含めようとは考えていなかった可能性があることを示唆する。

この点を補完してくれる事情が、第 52 節の成立過程である。つまり、サヴィニーは、

私法ドクマーティクの記述を『体系』では目論んでいたのであり、§ 52 の成立過程で取り組んだような哲学的議論に深入りすることにむしろ困惑を感じていた様子がうかがえるのである (B1. 228r)。このフォルクや国家の概念的説明の問題にもひょっとしたら同様の事情を推定することができるかもしれない。

以上に対して、遺稿群に含まれた法源論に関する草稿には § 8, § 9, § 10 が含まれている。また節番号とタイトルが公刊された『体系』と一致することから、草稿そのものは残されていないものの、§ 11 が作成されたことは間違いない。つまり、「計画」段階には見られなかつたフォルクや国家をめぐる内容が、残された法源論に関する草稿には見られるのである。

② § 9 の成立過程で、クレンツェのコメントが (B1. 108-111)、一定の影響を与えていた可能性が明らかになった。

§ 9 の草稿において、当時の段階では、サヴィニーは「私法」と「公法」だけを扱っていたが、クレンツェの指摘（「刑法は公法・私法の二元論とは別個の基礎をもつ」、「§ 9 の末尾に補論を追加すべき」といった点が指摘された）に呼応した加筆修正が見られるところから、この点についてはクレンツェの指摘に従った可能性が高い。しかし、クレンツェのコメントで触れられていながら、サヴィニーが修正しなかった「公法」の語もあり、サヴィニーは修正すべき用法と修正不要の用法を区別していたと推定される。

(4) 『体系』 § 52 および § 53 の成立過程について

本研究が対象とした『体系』の遺稿群には、『体系』第2部第1章「法関係の本質と種類」のうち § 52 と § 53 について、サヴィニー自身による草稿が残されている。

§ 52 については三つの草稿が残されているが、ここではそのうち第1稿 (B1. 214-216) が取り上げられ、また § 53 の草稿は一つだけである (B1. 240-242. これを初期稿と呼ぶ。)。

他方、同じ遺稿群には、『体系』同章の草稿に対するものと思われる同僚法学者のコメント（クレンツェによるもの (B1. 149-156)、作者不詳のもの (B1. 158-179)）が残されている。これらのコメントが対象とした草稿の一部が、上記 § 52 第1稿および § 53 初期稿である可能性について検討した。

その結果、クレンツェおよび不詳の作者によるコメントが、同一の草稿群を対象としていることが明らかにされた。そして、その同一の遺稿とは、サヴィニーが『体系』の序文で「1836 年に執筆」、「1837 年に仕上げ」に記したとする草稿であり、§ 52 第1草稿と § 53 初期稿はその一部である可能性がある。

また、同じ遺稿群の B1. 144v に残されたサヴィニーの筆跡による草稿が、上記の草稿群を作成するさいの作業メモである可能性のあることが明らかにされた。

以上の結果をふまえ、従前の研究成果と組み合わせることで、『体系』第2部第1章の成立に関して、時系列的な経過を推定すると以下のようになる。

年	作成された草稿
1835 年春	計画
1835 年春～ 1836 年	B1. 144v のメモ書き
1836 年	第2部第1章の草稿 (§ 52～§ 59) を執筆。§ 52 第1稿および § 53 初期稿がここに含まれる。
1836 年 12 月 4 日	第2部第1章の草稿 (§ 52～§ 59) に対するクレンツェのコメント
1836 年 12 月 4 日以後	第2部第1章の草稿 (§ 52～§ 59) に対する作者不詳のコメント
1837 年	第2部第1章の草稿の仕上げ

(5) 得られた成果の国内外における位置づけとインパクト

本研究の成果は、いずれも一次資料に基づき、『体系』の成立過程の幾つかの局面を明らかにしたものであり、国際的な水準でもはじめて得られた知見が多い。

『体系』が近代法学の基礎を確立した重要な古典的書物でありながら、その成立過程についての研究はほぼ皆無の状態である。このような研究状況の中で、本研究は、一部とはいえ、遺稿を手掛かりとしつつ成立過程の解説を試みたものであり、ドイツ近代法史研究の発展のために重要な貢献をなすものである。

(6) 今後の展望

遺稿の分量が膨大であり、また内容も手書きの草稿やメモ類等であることから、その解説と内容理解には大きな困難を伴う。本研究の成果は、対象とする遺稿群の一部の遺稿について、相互の関係や成立時期を推定することを主な内容とした。これらの作業は、いまだ本格的な研究が行われていない遺稿群に対し、はじめて調査のメスが入れたものであり、今後の研究の基盤を築くものである。今後は、残りの遺稿も加えてさらに検討を進めより確固とした基盤の確立に努めるとともに、内容面においても、検討をおこなう必要がある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

①耳野健二、サヴィニー『現代ローマ法体系』の「計画」について--遺稿に基づく若干の考察、『産大法学』、45巻3・4号(2012年)、81-110頁(査読無)。

<http://ci.nii.ac.jp/naid/110008918463>

6. 研究組織

(1)研究代表者

耳野 健二 (MIMINO KENJI)

京都産業大学・法学部・教授

研究者番号 : 60271128